

## 2. 調査特別委員会の設置

### (1) 設置の決議 令和4年2月2日臨時会

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を新たに設置した真栄田岬周辺活性化施設調査特別委員会に委任した。

### (2) 委員会の定数

11名

### (3) 調査経費（予算）

令和3年度 20万円

### (4) 委員長・副委員長・委員の氏名

委員長 大城堅三	副委員長 外間勝嘉	
委員 又吉 貢	委員 喜納正誠	委員 山城良一
委員 吉山盛次郎	委員 仲田 豊	委員 山田政幸
委員 佐渡山 明	委員 大城 保	委員 安里周作

恩納村議会議長  
又 吉 薫 殿

真栄田岬周辺活性化施設  
指定管理調査特別委員会  
委員長 大 城 堅 三

## 委員会調査報告

本委員会に付議された事件について、地方自治法第100条の規定に基づき調査したところ、その結果は以下のとおりでありましたので、恩納村会議規則第77条の規定により提出いたします。

記

### 1. 調査の趣旨

真栄田岬周辺活性化施設指定管理者の指定については、令和3年9月定例会に（株）まえだより嘆願書が提出され経済建設民生委員会において継続審査中であつたが、同年12月定例会、議案第74号恩納村真栄田岬周辺活性化施設の指定管理者の指定において、恩納村観光協会が提案され審議未了で結審となった。

また、本12月定例会において恩納村真栄田岬周辺活性化施設の指定管理者の指定特別委員会が設置されたが、恩納村観光協会からパワハラ、セクハラに関する要望書及び抗議文の提出があり、更に慎重な審議が必要であることから、その調査も含め時間を要し継続審査となった。

しかしながら委員会継続審査の最中、令和4年2月2日第1回臨時会において、恩納村観光協会からの準備等に要する人的な配置や時間を理由とする辞退届を受け、当局から議案第74号の撤回の申出があり再度審議未了となった。

委員会としては真栄田岬周辺活性化施設指定管理者の指定について、本会議における村長答弁が明確でなかったこと、また審議が未了であり、かなりの審議時間を要したにもかかわらず議会としての意見を全く述べられないことから、議会軽視とも受け取れるような議案の提出から撤回までの流れ、一般公募による指定管理者の指定の経緯について調査・検証を行う必要がある。

## 3. 調査事件

指定管理の一般公募から撤回に至るまでの経緯等その他について

## 4. 委員会の開催状況

開催年月日

第1回	令和4年2月 8日（火）	10時00分～	全員協議会室
	委員長、副委員長の選任		
第2回	令和4年2月15日（金）	10時00分～	全員協議会室
	委員会の運営に関する協議		

## (2) 資料の提出

### ア 提出者 恩納村村 (商工観光課)

- 内 容
- ・プレゼンテーション資料
  - ・恩納村真栄田岬周辺活性化施設の指定管理者審査委員会議事録
  - ・一般公募に関する時系列資料
  - ・商工会令和元年・2年度収支決算書
  - ・恩納村真栄田岬周辺活性化施設指定管理者募集要項
  - ・恩納村真栄田岬周辺活性化施設の指定管理者審査委員会の組織及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

## 6. 調査の内容

### 役場

- (1) 指定公募から一般公募に至った理由及び経過
- (2) 真栄田岬周辺活性化施設の指定管理審査委員会の組織及び運営に関する要綱改正
- (3) 漁業組合長は、応募者の中で観光協会が参加しており利害関係があるのではないかと辞退した件
- (4) 観光協会の審査対象外項目の取扱い
- (5) 議長・副議長による聞き取り調査の中での〇〇副会長の発言について事実確認
- (6) 観光協会に決定した理由及び(株)まえたとの違い

### 観光協会

- (1) 一般公募に参加するに至った経緯から辞退届に至るまでの経過説明
- (2) 令和3年12月6日付け「要請書」、令和3年12月9日付け「抗議文及び申し入れ事項」及び令和4年1月19日付け「質問事項」等について
- (3) 議長、副議長聞き取り調査の件について

## 7. 調査の報告

### 1 真栄田岬周辺活性化施設の指定管理者審査委員会について

- ① 令和3年8月24日に恩納村真栄田岬周辺活性化施設の指定管理者審査委員会の組織及び運営に関する要綱の一部が改正され、条例等の議決事項でないため告示のみの事務処理を行っているが、審議中の案件に関わることであり、今後は議決事項でない要綱等についても議会に情報提供を行うべきである。
- ② 審査委員の外部有識者として漁業組合長、商工会事務局長、名桜大学教授が委嘱され、漁業組合長は公募者の中に恩納村観光協会がエントリーしており、理事として在籍していることから利害関係に当たるとの理由で辞退しているが、商工会事務局長も会長が観光協会の理事として在籍し、役場から商工会へ運営補助金が交付され一部が報酬として支払われていることから利害関係にあると考える。村長は令和4年3月8日、3月定例会初日の議員からの質問において「商工会への補助金の中に給料が入っているというのは分かりませんでした。今後は、そうい

- |     |              |                              |        |
|-----|--------------|------------------------------|--------|
| 第3回 | 令和4年2月21日(木) | 10時00分～                      | 全員協議会室 |
|     |              | 証人喚問 副村長 商工観光課長 村長           |        |
| 第4回 | 令和4年2月28日(月) | 10時00分～                      | 全員協議会室 |
|     |              | 証人喚問 企画課長 農林水産課長 総務課長        |        |
| 第5回 | 令和4年3月7日(金)  | 10時00分～                      | 全員協議会室 |
|     |              | 証人喚問 観光協会 事務局長 ○○○○ 副会長 ○○○○ |        |
|     |              | 会長 ○○○○ 副会長 ○○○○             |        |
| 第6回 | 令和4年3月14日(木) | 10時45分～                      | 全員協議会室 |
|     |              | 今後の方針の協議                     |        |
| 第7回 | 令和4年4月21日(水) | 11時50分～                      | 全員協議会室 |
|     |              | 調査内容の協議及び整理について              |        |
| 第8回 | 令和4年5月19日(木) | 10時03分～                      | 全員協議会室 |
|     |              | 委員会調査報告及び委員長報告の内容            |        |
| 第9回 | 令和4年6月10日(金) | 11時38分～                      | 全員協議会室 |
|     |              | 委員長報告の確認                     |        |

## 5. 記録、資料の提出

### (1) 記録の提出(地方自治法第100条第1項)

- ・恩納村観光協会令和3年度第3回理事会議事録(令和3年9月27日)  
15:00～16:10  
第1号議案 真栄田岬周辺活性化施設指定管理について  
第2号議案 会費減免について  
第3号議案 正会員及び賛助会員の入会について
- ・恩納村観光協会令和3年度第1回臨時理事会議事録(令和3年12月9日)  
15:30～16:22  
第1号議案 弁護士との契約(案)について  
第2号議案 真栄田岬周辺活性化施設指定管理に伴う抗議文提出について
- ・恩納村観光協会令和3年度第4回理事会議事録(令和3年12月22日)  
13:30～14:30  
第1号議案 真栄田岬周辺活性化施設指定管理について  
第2号議案 顧問弁護士との本契約について  
第3号議案 令和3年度収支予算の補正について  
第4号議案 正会員及び賛助会員の入会について  
第5号議案 会員の退会について

対応も想定した議論も必要であると思慮する。

## 2 議長・副議長による聞き取り調査の中での〇〇副会長の発言と村長答弁について

パワハラ・セクハラの要請文（令和3年12月6日）及び抗議文（同年12月10日）を受け、同年12月17日に議長・副議長による観光協会（〇〇会長、〇〇副会長、〇〇事務局長）の聞き取り調査を行った。その事実確認の中で〇〇副会長から「ただちょっと宜しいですか議長 こちらでちょっとお話をさせてよろしいか考えますけど 今回観光協会が真栄田岬指定管理について手を挙げたのは、実際色々村長の方からもお願いがあり、観光協会として、じゃやろうかと」や「村長から直接〇〇君（事務局長）にです。口頭ですけれども観光協会でもみてくれないかとそういった話も役場からで、あとは役場の方で構成しよう 役場の方の全員4社から何社で公募をしてやりたいから応募してくれという形でお話があったので観光協会としては、理事会で決議の上で今回公募したうえであって、その公募する前に理事会でいろいろ話し合いをして「やりましょう」という形で言われていますので あのー 私たちが 観光協会が率先して進めたというのは、そういったことはないの、それはちょっと議会の方でもご理解してもらいたい」との発言があった。その事について令和4年3月7日の特別委員会で副会長から「その場で発言を訂正したのですが、私の憶測で真栄田岬指定管理の公募を役場より依頼があり、今回応募したんだと思っておりましたので、大変申し訳ありませんでした。真栄田岬指定管理一般公募に至るまで、村長からの依頼は一切ありませんでした」との答弁があり会長、事務局長も否定しているが、発言内容がかなり具体的であり、噂による錯誤であるということは誠に信じがたい。

また委員会の中で副会長から「この発言の後から一切村長とはお会いしていないし、話もしていません。まだ直接謝ってもいません」との発言があったが、同年2月21日の委員会で、村長は議会からの質問事項を見て電話で副会長に対し事実確認を行い「本人の誤り、間違いだったということをおっしゃっております。本人の言葉ですね」と答弁しており副会長の話と齟齬が生じている。そこで村長は、議事録は見えていないとの答弁もあったが、同年2月2日第1回臨時会の議案第74号、恩納村真栄田岬周辺活性化施設の指定管理者の指定の撤回の質疑において、「私が観光協会にお願いしたということは一切ございません。また、その議事録の中でも撤回してあるところを私も確認しております」と答弁しており、この点についても錯誤が見られる。

## 3 観光協会の職務・事務について

観光協会においては当委員会より議事録や質問書の提出を再三求めたが、提出された資料が第3回理事会、第1回臨時理事会、第4回理事会のみで説明資料としても十分でないことから、質問書、再質問書の提出を請求した。再質問書においては提出を求める質問として

① 第3回理事会（9月27日）で真栄田岬指定管理について話し合われているが、公募参加の意思決定について、いつ誰が提案し決定したか？（公募参加決定に関するこ

つた疑問がある場合は人選から外してまいりたい」との答弁であったが、村民からあらぬ疑惑を持たれないよう各種審議会の人選においては慎重を期すべきである。

- ③ 審査委員会は令和3年10月7日、10月15日、11月5日と3回審議されており、選定評価の配点については第2回審議会のプレゼンテーション後に審議されているが、その中で突如傾斜配分の話がなされ第3回審議会において決定している。傾斜配分は審査において大変重要なことであり、公募当初から周知することで公募者のプレゼンテーションの内容も変わるものであるが、真栄田岬周辺活性化施設募集要項には一切記載がない。評価後の傾斜配分で結果として順位の変動は無かったが、今後においては恣意的な運用の疑念を抱かせないよう丁寧な募集要項を作成すべきである。
- ④ 審査項目の経営診断について当委員会で判断するのが難しいことから、収益性、効率性、安全性の3分析を税理士に依頼しているが、観光協会は非営利団体であるため収益性、効率性については適正な判断ができず安全性のみの確認であった。そもそも観光協会は財政補助団体で、経営上マイナスが出た場合には役場が補助しているため安全であり、他の一般企業と比較するのは無理があると考えられる。第3回審議会の中で「対外的に観光協会がこの分析に反映できないということを説明するときはどういう風に言えばいいのか」と審議しているが、当初から観光協会ありきの議論をしているようにしか思われない。
- ⑤ 公募による選定に至った経緯は、株主同士による株主権利をめぐる訴訟問題など、公の施設である真栄田岬周辺活性化施設の運営を起因とした地域トラブル、意見の食い違いが続いていることから、村としても本来の施設の設置目的である周辺地域を含めた地域活性化についても、いま一度施設の効用を発揮させる必要があることと、村民からの公募制の実施について意見があったことを勘案したとの事であるが、そうであれば株式会社まえだを除いた形で一般公募あるいは指定公募を行った方が適切で無かったか。今回の一般公募においては概ね適切に事務を執行されたと思われるが、第3回審議会で「ずっと管理されてきた経験があるということで株式会社真栄田を1位にした」との外部有識者の講評を受けて、委員長は発言で「訴訟も起こすような状態になったので、村としては公募をかけて新たな指定管理者を募る、それが今回の一般公募の理由です。その内容背景が先生は分かっていたののかなと思います」との意見からも指定管理者を変えたい旨が読み取れる。また指定管理者を変える意図が無かったとしても、株式会社まえだの現状を知る多数の委員と現状を全く知らない一人の外部有識者の委員構成では、自ずと結果は見えていたのではないかと推測できる。（議会に対する指定管理者を変える説明資料を作成するためのものであったように思える。）
- ⑥ しかしながら今回の審議会において観光協会が指定管理者の指定を受けたが、議案の継続審議によって指定決定が延期する状況では、施設運営の準備で関係先等に支障が生じる事を理由に辞退したとの答弁であったが、議会は適切な審査を考えての継続審議であり、意図的に審査を延ばした訳ではない。今後の指定管理のあり方を考えた場合、審査委員会として一方的辞退に対する「ペナルティ」的な

たとすれば誠に由々しきことであり、意思決定機関としての観光協会理事会の在り方も問われ、又、会長と、事務局長の議会への対応やその姿勢については更迭にも値するような事務の執行であると言わざるを得ない。今後、観光協会に対する役場当局の指導・監督の方針等については、議会への報告を強く求める。

## 5 総括

調査特別委員会審議の過程で明らかになったことは、今回の一連の流れは、役場当局と議会との意思疎通や連携の無さに起因しており、議案の提案から撤回に至るまでに議会への報告や相談もなく一方的になされ、結果として議会が審議する案件が2件も審議未了となった。このことは、議会の存在意義が問われているものと判断し、議会の調査機能を全うするためにも委員会を立ち上げて調査を行うこととなりましたが、決してこれを持って何ら処分を求めるものではありません。二元代表制の下で議員各人は己の信念の基に、村民の意見を村政に反映し、又、村民に代って村政を公平公正な立場でチェックし、村政運営を健全化することで村民福祉の向上に努めることが議会の役割であります。申し上げるまでもなく、議会は合議体であり、一議員の意見や発言に左右されるものではなく、各議員の多様な意見や議論のもとに議会としての意見が集約されており、この基本的なことは、これまで同様これからも恩納村議会の基本的理念としてあり続けるものであります。

我々議会も、村民の皆様や役場当局の理解と信頼を得るべく努力をし、今後において恩納村議会は二元代表制の立場から、村当局と車の両輪のごとく村民福祉の向上を目指して村政運営の一翼を担っていただける事を切に願っております。

## 百条委員会の調査終了!

恩納村議会は6月13日の6月定例会の本会議に於いて、「真栄田岬周辺活性化施設指定管理調査特別委員会」の委員長報告について、活発な質疑、討論が行われました。採決の結果は賛成多数で委員長報告が可決されました。

## 本誌に掲載された記事以外の 情報の入手について

恩納村では、恩納村情報公開条例に基づき、村が保有する公文書の公開を行っています。詳しい手続きなどは恩納村役場総務課にお問合せ下さい。

恩納村役場総務課/TEL 966-1200

とは観光協会にとって大きい事であるため第3回理事会のみで提案即決できるものではないと考えるが。)

- ② 観光協会との事実確認において、委員会での局長発言の訂正（2次会⇒理事会）があったが、いつの理事会でなぜ議事録がないか？また、なぜ質問書、辞退届の際の理事会はないのか？

令和4年4月8日付け恩観協第1号において「質問のありました事項について、100条委員会で述べたとおりです。」との回答がありましたが、再度確認します。議事録は作成していないのか。廃棄したのか。委員の意見に真摯に向き合い丁寧に対応していただきたい。旨の内容で確認したが、当初は理事や弁護士への確認があるためとの事で期限を委員会の前日令和4年5月18日まで延長する旨連絡があったが、その後は資料の提出や連絡すら無く提出が5月27日であった。その回答が

イ 百条委員会で述べたとおり、9月の理事会において承認をいただき公募しております。

ロ 二次会を理事会に訂正したことについては、12月理事会のことを述べています。百条委員会でも述べていると思いますが、辞退届等提出及び今後の対応については、12月理事会において、弁護士と相談の上、三役に一任する承認をいただいておりますので、理事会は開催しておりません。との内容であった。

当委員会は提出された資料を基に以下のことについて判断する。

理事会について、パワハラ・セクハラの要請書及び抗議文に対する令和3年12月17日の議長・副議長の観光協会への聞き取り調査議事録の中で「2次会でもご相談をして、要請文を出した方がいいんじゃないでしょうか」との発言があり、令和4年3月7日の委員会で事務局長より「2次会ではなく理事会の間違いである」との答弁があったが、この発言からすると要請書の提出（令和3年12月6日）以前に理事会があるべきであるが、再質問書の回答によると12月理事会は12月9日と22日にしか開催されておらず矛盾が生じている。

また議事録の内容は式次第の結果のみであり要点記録にもほど遠く、委員会で局長より「法人法の中でこういった議事録がちゃんと認められていますので、法務局にもこのような形で提出していますので、これが正式な議事録です」との発言があったが、会長は議事の内容について質問を受けた際に明確な答弁ができず議事録としての体をなしていない。「観光協会の本来の業務は、村内事業者への指導・助言を行う立場であり、運営はほぼ役場からの補助金においてなされている中で、議事録がないことは公金を扱う団体として透明性に欠け説明責任を果たしているとは言えず、また他団体への影響も計り知れないものがある。

## 4 委員会の意見と結論

理事会での公募の承認については令和4年5月27日の回答にあるように、令和3年9月27日第3回理事会で決定しているとの事であるが、公募への参加については最も重要なことであるとする。その辺の議論はなかったのか。恩納村のためになるとの事で公募に参加しているが、観光協会の会員である株式会社まえだから結果、業務を奪うことになるが、唯一1回の1時間強の理事会において、それをすべて決定し